別表（第５条、第６条関係）

（令２告示５０・令７告示８３・一部改正）

補助対象経費	区分	補助金の額
開設に要する経費（初年度のみ）	備品購入費（調理器具等）	１点１０，０００円以上の物品購入費で、事業の実施に最低限必要なものに限る。補助金の額は上限３０，０００円とし、かつ当該備品購入費の合計の実支出額と比較し、少ない方の額とする（１，０００円未満切捨て）。
運営に要する経費（５年のみ）	会場使用料、備品使用料、印刷製本費、保険料、消耗品（食器含む。）	補助対象経費にかかった費用の２分の１以内で、かつ上限５０，０００円とする（１，０００円未満切捨て）。
	食材購入費	食材購入費の２分の１以内で、かつ上限５０，０００円とする（１，０００円未満切捨て）